

倒産手続等のデジタル化 要望事項

規制改革推進会議委員
日本大学法学部教授
杉本 純子

令和5年改正法成立までの経緯

- 2017(平成29)年 6月 「未来投資戦略2017」にて裁判手続等のIT化を推進する方策の検討が閣議決定
10月 内閣官房に「裁判手続等のIT化検討会」設置
- 2018(平成30)年 3月 「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」公表
- 2020(令和2)年 6月 法制審議会に「民事訴訟法（IT化関係）部会」設置
- 2022(令和4)年 1月 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」公表
3月 法務大臣に対する家事事件手続法・民事保全法・民事執行法・倒産法等（IT化関係）の改正に関する諮問第120号
4月 法制審議会に「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会」設置
5月 「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年改正法）成立
- 2023（令和5）年 1月 「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに関する要綱案」公表
2月 要綱案通りの内容で「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに関する要綱」を法務大臣に答申
3月 「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」第211回国会（常会）に提出
4月 参議院本会議において可決
6月 6日 衆議院本会議において可決され法律成立（令和5年改正法）
14日 法律公布→公布日から5年以内の政令で定める日に施行

2021(令和3)年11月

規制改革推進会議第4回デジタルワーキンググループにて、
司法手続のデジタル化を議題に。倒産手続のデジタル化について報告
⇨民事訴訟手続とは異なる非訟手続の特質に応じたデジタル化が必要

12月

規制改革推進会議中間答申「当面の規制改革の実施事項」にて、
司法手続のデジタル化推進に関する改革案を掲載

⇨倒産手続等のデジタル化について、
法務省は令和5年通常国会に法案を提出することを会議決定。

2022(令和4)年5月

「規制改革推進に関する答申～コロナ後に向けた成長の『起動』」公表

⇨法務省は、

「倒産手続における債権届出や債権管理等、デジタル化の効果が
大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規
律にかかわらず、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する」旨記載。

⇨法務省は、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年通常国会に必要な法案
を提出する旨記載。

司法手続のデジタル化に関する規制改革推進会議の経緯

- 2022(令和4) 11月 規制改革推進会議第3回共通課題対策ワーキンググループにて、
再び司法手続のデジタル化を議題に。
倒産手続のデジタル化について再度報告
⇨特に倒産手続の債権届出については書面のPDF化では意味がなく、
フォーマット入力方式のシステム構築が必須。
- 12月 規制改革推進に関する中間答申を会議決定
- 2023(令和5)年 6月 「規制改革推進に関する答申～転換期におけるイノベーション・成長の起点～」
にて、以下の内容を閣議決定。

「法務省は、倒産手続における債権届出や債権管理等、デジタル化の効果が大きいと考えられる手続について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、①情報を電子データとして処理することが可能となるようにすること、②倒産手続における破産管財人等が行う裁判所に対する申立てを原則としてインターネットを用いて行うことを義務とすること及び③全ての事件について電子記録のルールを適用することなど、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討する。」

「法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に当たって、司法府における自律的判断を尊重しつつ、かつ、裁判に関係する者のプライバシーにも、適切なセキュリティを構築することで、十分配慮しながら、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所が整備するシステムについて、(略)⑦倒産手続における債権届出については、システム上のフォーマット入力方式を導入し、その後の債権管理と連動する一気通貫したシステムを検討すること。」

1, デジタル化に関連する見直し

- ・ **インターネットを利用した申立て等および送達等**

令和4年改正法に合わせて、民事裁判手続全般において、当事者がインターネットを利用して申立て等を行うことを可能とするとともに、送達等についてもインターネットを利用することを可能とする規定を整備。

- ・ **ウェブ会議等の利用による手続への参加**

令和4年改正法に合わせて、民事裁判手続全般において、裁判所に現実に出向かずに、ウェブ会議等を利用して、裁判所において実施される手続に参加することを可能とする規定を整備。

- ・ **事件記録の電子データ化**

民事裁判手続全般において、事件記録を基本的に電子データ化し、裁判所に出向くことなく、インターネットを通じて閲覧等を行うことを可能とする規定を整備。

- ・ **裁判所間の情報連携（電子判決書等の提出省略）**

電子判決書に基づき、強制執行の際には、執行裁判所に対して、電子判決書に係る事件を特定するために必要な情報を提供すれば、電子判決書の内容を証明するものの提出を省略することを可能となるなど、裁判所間の情報連携を進める規定を整備。

不動産担保権実行時における登記事項証明書提出についても、民事執行法の規定を見直し。

2, その他の見直し

- ・ **記録の閲覧等に関する見直し**

インターネットを通じて、記録の閲覧等を行うことを可能とする規定の整備をふまえ、一定の未見直しをしている。

- ・ **民事執行における売却決定および配当決定**

期日を開かずに、書面やインターネット等を利用して意見陳述を可能とする期間を設けて、売却や配当を行うことを可能とする規定を整備。

- ・ **その他**

民事裁判手続の一層の迅速化および効率化等を図り、民事裁判を国民がより利用しやすいものとする観点から、所要の規定を整備。例として、当事者双方が期日に出頭しないまま調停条項案の受諾による調停を成立させることの許可等。

1, インターネットを利用した申立て等

令和4年改正法に伴う新民訴法132条の10

民事訴訟においては、全ての手続を対象に、全ての裁判所において、申立て等をインターネットを利用してすることができるものとされた。

→令和5年改正法

民事訴訟と同様に、他の民事裁判手続においても、全ての手続を対象に、全ての裁判所において、申立て等をインターネットを利用してすることができるとした。

=新民訴法132条の10を破産法等で準用。

⇨倒産手続では、手続開始の申立て、債権届出等をインターネットを利用してすることができるようになる。

* フォーマット入力方式の検討

インターネットを利用して行う申立ての方法は、最高裁規則で定める裁判所が使用するサーバのファイルに記録する方法で行われる（新民訴132条の10参照）。

⇨データを記録する者が、PDF形式の電子データを作成し、裁判所が使用するサーバにアクセスして、そのサーバ上のファイルに電子データをアップロードする方法。

→民事執行・倒産・家事事件等については、法制審においても、裁判所が使用するサーバ上のシステムに一定の事項を入力するフォーマットを設けて、フォーマットに必要な事項を入力することにより申立て等をできるようにするフォーマット入力方式の導入が提案されている。

2, インターネットを利用した送達・告知・通知

- (1)令和5年改正法では、民事訴訟と同様に、民事執行等の手続においても、送達されるべき対象に電磁的記録を加えるとともに、送達方法としてインターネットを利用した方法を認めた。
- ⇔ ・倒産手続における電磁的記録の送達について、新民訴109条～109条の4を準用。
- = ①電磁的記録に記録されている事項を出力した書面を書類の送達と同じ方法により送達する方法（新民訴109条参照）
 - ②電磁的記録に記録されている事項を閲覧またはダウンロードすることができる措置をとるなどして、インターネットを利用する方法により送達する方法（デジタル送達）（新民訴109の2～109条の4参照）
- ・倒産手続における公示送達について、新民訴111条を準用。
- =送達をすべき対象が書面であっても、電磁的記録であっても、必要な事項を裁判所の掲示板に掲示し、または裁判所に設置した端末を利用して閲覧することができる措置をとる。最高裁が定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる（=裁判所のホームページに掲載することを想定）。
- (2)送達他に、民事裁判手続における送付、相当と認める方法による告知または通知についても、インターネットを利用する送達の方法によってすることが可能。
- (3)破産等における官報公告については、令和5年改正法では見直しされていない。

3, 申立て等および送達におけるインターネット利用の義務付け

インターネットを利用する申立て等および送達は、基本的には希望者が利用できる。

→令和4年改正法：委任を受けた代理人のうち弁護士等についてはインターネット利用が義務付け（新民訴132条の11・109条の4）。

→令和5年改正法

- ・民事訴訟と同様に、委任を受けた代理人のうち弁護士等については、申立て等や送達についてインターネット利用を義務付け（新民訴132条の11・109条の4準用）。
- ・破産管財人等についても、倒産手続における申立て等や送達につきインターネット利用を義務付け。

⇔債権の認否書、不動産等の任意売却等の許可申立て、財産目録および配当表の提出等をインターネットを利用して行わなければならない。

4, ウェブ会議または電話会議の利用による手続への参加

令和4年改正法により、民事訴訟では、口頭弁論期日など、広くウェブ会議や電話会議を利用して手続に関与することが可能となった。

→令和5年改正法

- ・民事訴訟と同様に、民事裁判手続全般において、当事者等がウェブ会議や電話会議を利用して各手続に参加することができる仕組みを導入。
- ・倒産手続との関係では、
 - ①裁判所が相当と認めるときは、任意的口頭弁論の期日に、当事者はウェブ会議により参加可能。
 - ②債権調査期日においても、債務者・管財人等・届出債権者は、ウェブ会議による参加が可能。
 - ③債権者集会においても、債務者・管財人等・届出債権者は、ウェブ会議による参加が可能。

5、事件記録の電子データ化

令和4年改正法：民事訴訟について、訴訟記録を電子データ化。

令和5年改正法：民事裁判手続全般について、原則として、事件記録を電子データ化し、裁判所の使用するサーバに記録された電子データをもって事件記録とすることとした。

(1) インターネットを利用して記録した電子データの扱い

当事者等がインターネットを利用して裁判所の使用するサーバに記録した事項は、そのまま電子データとして裁判所の使用するサーバに記録されて、事件記録となる。

→倒産手続において、債権者がインターネットを利用して必要な事項を裁判所の使用するサーバに記録して債権届出をした場合も同様。

(2) 提出された書面等および記録媒体の電子データ化

当事者等が裁判所に対して申立て等を書面等を提出してした場合は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項を裁判所の使用するサーバに記録しなければならない、記録された電子データが事件記録となる。

* 秘匿すべき情報および営業秘密に関する電子データは、サーバに記録せず、書面等の形式で保管することが可能。

* インターネットの利用が義務付けられている者が書面等を提出して申立て等をした場合は、裁判所の使用するサーバに記録する必要はない（新民訴法19条の4・132条の12参照）。

(3) 裁判官および裁判所書記官の作成するもの

これまで紙媒体で作成していたものは、電子データによって作成して、裁判所の使用するサーバに記録。

→倒産手続では、裁判所書記官は、紙媒体の債権者表に代えて電子債権者表（新破115条1項）を作成し、裁判所の使用するサーバに記録しなければならない。

6, インターネットを利用した事件記録の閲覧等

(1) 閲覧および複写

令和5年改正法では、民事訴訟と同様に、電磁的事件記録を自宅や事務所等からインターネットを利用して、内容を閲覧したり複写（謄写に相当するもの。いわゆるダウンロード）したりすることができるよう規定を整備（新破11条の2第1項・17条の2第2項参照）。

閲覧および複写の具体的な内容は、最高裁判所規則において定められる。

(2) 閲覧および複写をすることができる者の範囲および態様

① 閲覧および複写をすることができる者の範囲

令和5年改正法による改正前の各法律において、事件記録の閲覧または謄写をすることができる者の範囲と同様。

② 閲覧および複写の態様

閲覧または複写は、裁判所に設置された端末および裁判所外の端末を利用して行うことを想定。

* インターネットを利用し、裁判所外の端末を利用して事件の係属中いつでも閲覧および複写することができる者の範囲をどのように考えるか。

⇨ 倒産手続に関する法制審の要綱による提案は以下のとおり。

- ・ 利害関係人は、裁判所設置端末および裁判所外端末を用いた閲覧等を請求できる。
- ・ 申立人、債務者、管財人等は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧または複写をすることができる。債権者として閲覧等が認められた者も同様。

1, 家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化における利用者の利便性向上の実現

■本人確認

システム構築に際しては、**現行の実務で求められている以上の厳格な本人確認は行わない。**
厳格な本人確認を必要とすることにより、利用者に手続負担をかけ、司法への容易なアクセスを阻害してしまう。
→特に、債権者が多数に上る倒産手続における電子的な債権届出において配慮が必要。

2, 手続の特性に配慮したシステム構築の実現

■民事執行や倒産手続におけるフォーマット入力方式のシステム構築

民事訴訟とは異なる特性を有する手続については、利用者の利便性や容易な権利行使の観点から、書面のデジタル化にとどまらない、**より使いやすいシステム構築**を求める。

2, 手続の特性に配慮したシステム構築の実現

■倒産手続における一気通貫したシステムの構築

令和5年答申において言及されているように、倒産手続については、債権届出から債権認否・調査・配当手続へと続く一気通貫したシステムの構築を求める。

→・インターネットを利用した債権届出については、フォーマット入力方式とし、代理人のつかない債権者においても利用しやすいシステム構築が必要。

改正民訴法の準用により、債権者本人の届出については紙の書面の届出も可能であるが、債権者本人でも容易に電子届出ができるようなシステムの構築を求める。

→電子届出を容易に行える環境を整備することにより、郵送費等、紙による債権届出を処理するために必要な人件費等の手続費用を削減することができ、債権者への配当（弁済）の増加につながる。

→電子届出の利用を促進するための施策の検討も必要。

・債権届出にとどまらず、その後の債権管理・配当手続に続く一気通貫したシステムが必要。

→管財人等の業務負担の軽減につながるとともに、債権認否の結果や配当額の通知等において債権者の利便性向上にもつながる。

必要とされる一気通貫システムの構図

債権者が閲覧・編集できるページ

■ ログインページ

■ マイページ

- ・ 手続に関する各種通知
- ・ 破産管財人からのお知らせ
- ・ オンライン債権届出
 - 届出内容確認
 - 届出事項変更の届出
- ・ 異議申述
- ・ 議決権行使
- ・ 配当金振込口座入力

破産管財人等が閲覧・編集できるページ

■ 債権届出等の受理

■ 破産管財人からの情報提供

■ 債権者一覧表

■ 届出債権者一覧

■ 債権管理・認否入力

認否書作成

確定債権一覧

未確定債権一覧

■ 議決権の集計

■ 配当表

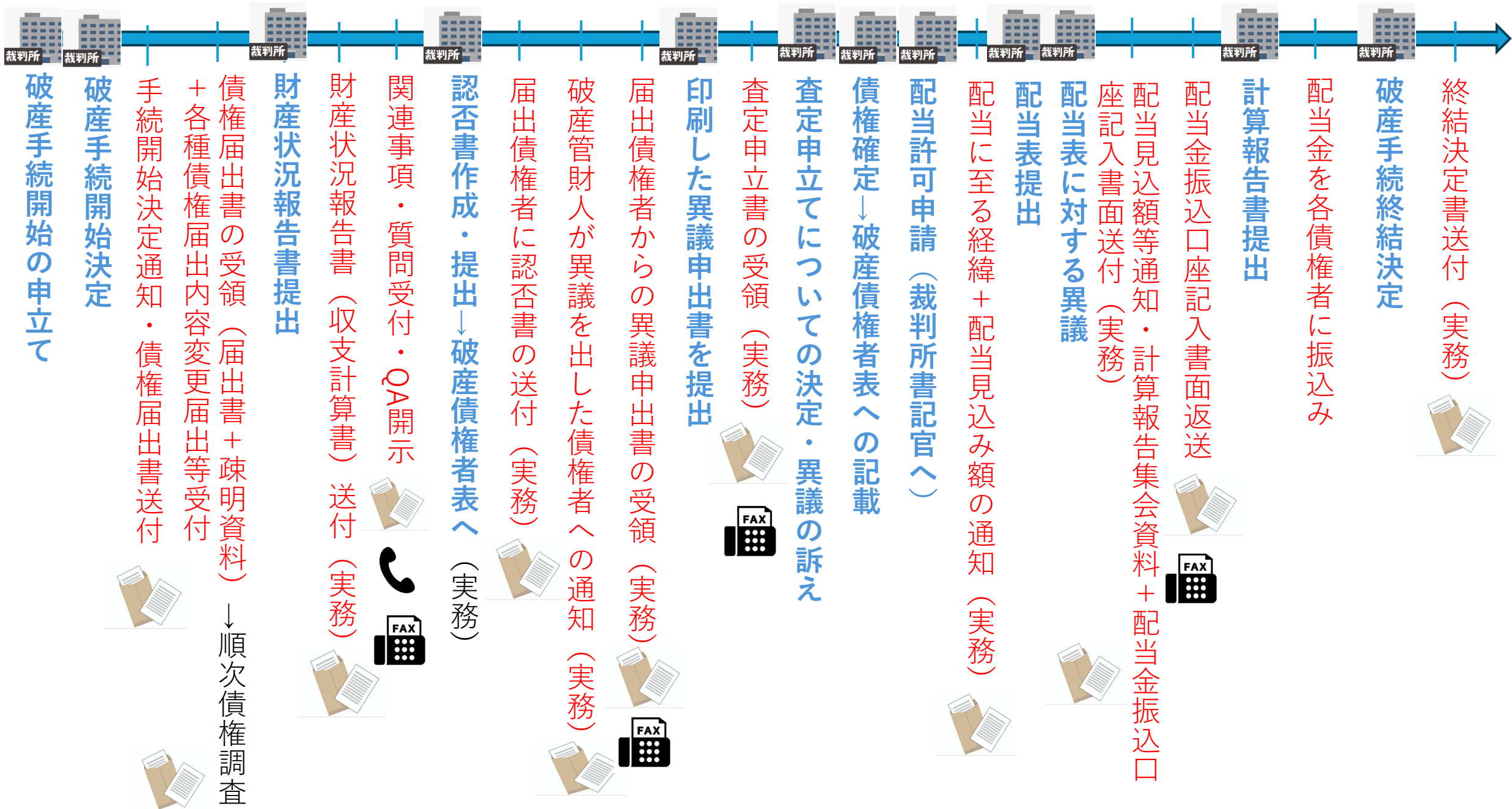
配当率入力による配当額の自動計算

出典：「倒産手続のIT化研究会最終取りまとめ」33頁

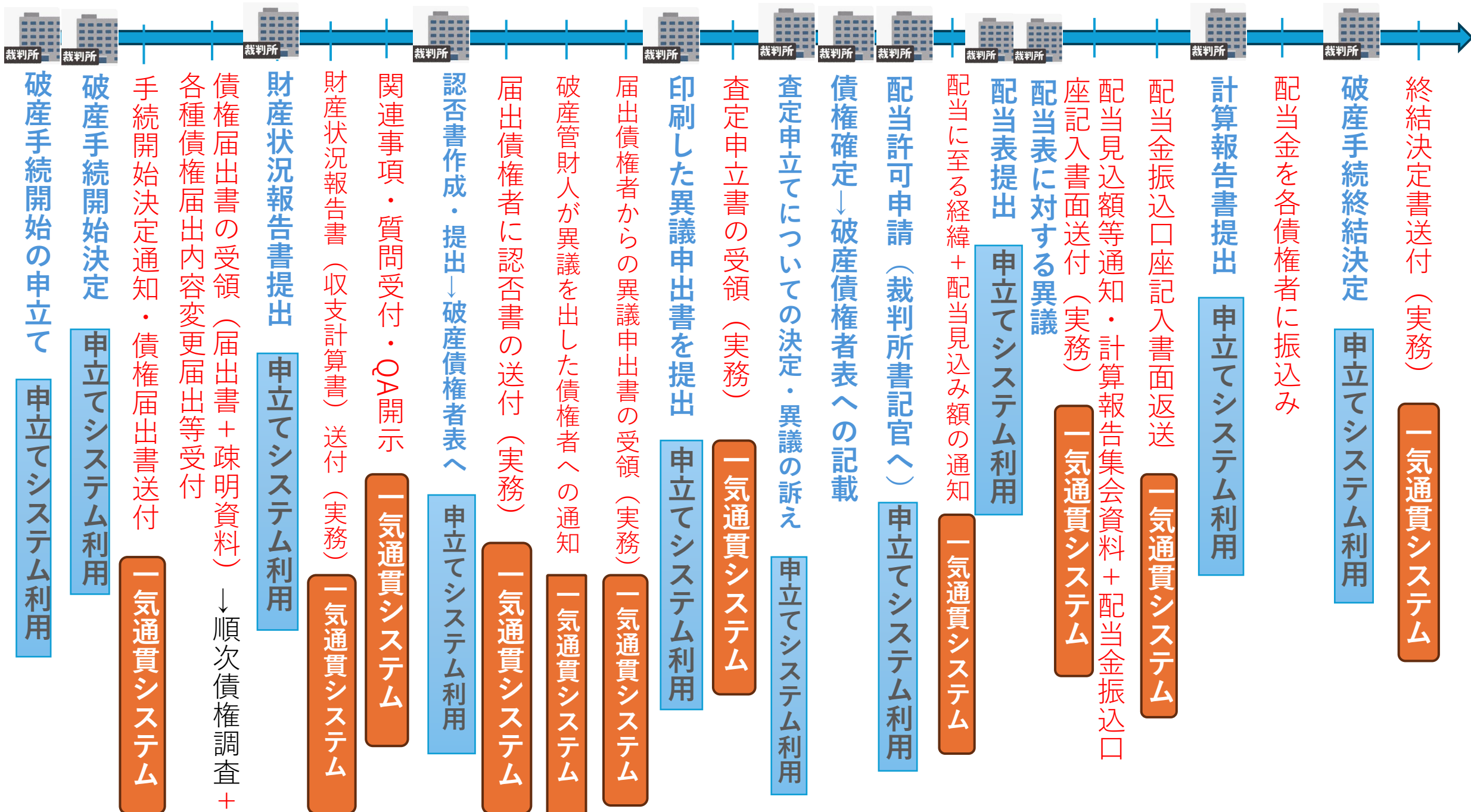
債権者が閲覧・編集できるページ	
ログインページ	事件番号、破産者、破産管財人を表示。 ID、パスワード入力用、ディスクレーマーチェックボックス
マイページ	
破産手続に関する通知	開始通知、認否結果通知、異議通知（撤回を含む）、配当通知等が表示される。閲覧のみ・編集不可
破産管財人からのお知らせ	債権者集会資料など、破産管財人からの情報提供が表示される。閲覧のみ・編集不可
債権届出用ページ	債権者が債権届出、届出事項変更届出、名義変更等を入力し、疎明資料もアップロードできる
あなたの債権届出内容	届出内容を表示。届出がまだ受け付けられていないときは「届出未完了」と表示
債権届出	債権届出を行うためのページ。届出が完了した場合には、その旨を登録emailに配信。
届出事項変更届出	届出事項変更届出を行うためのページ。変更には登録emailに配信されるPWが必要。
名義変更届出	名義変更を行うためのページ。名義変更には新旧両債権者による必要事項入力が必要。
異議申述用ページ	債権者が異議申述に必要な事項を入力、疎明資料のアップロードを行い、異議申述を行う。 異議の撤回を行う。
議決権行使ページ	議決権額が表示され、債権者が議決権（賛成・反対など）を行使するページ
配当用ページ	債権者が配当金振込先口座を入力する。

破産管財人が閲覧・編集できるページ	
新着情報	債権届出等がなされると表示される（「●番届出」「●番変更届出」など）。 確認済情報は非表示とできる。
破産管財人からの情報提供	破産管財人が任意に入力、資料アップロードできる。
知れたる債権者一覧	氏名、住所、債権種類、債権額など、破産管財人が入力（csv等をアップロードする。） 当該債権者についてIDを自動的に決定 ID通知用ペーパー（住所、氏名、ID、システム利用方法を記載）をアウトプットできる 新たに知れたる債権者の一覧をアウトプットできる 届出有無は自動的に反映
届出債権者一覧	ID、氏名、住所、債権種類、債権額は届出事項を自動的に反映、認否結果は自動的に反映
債権管理・認否用ページ	ID、各債権者ごとの届出情報等、債務者認識の債権額、議決権額を表示。破産管財人の認否を入力する。
認否書	→ ①認否書はアウトプットできる ②認否結果通知を配信できる
確定債権一覧	認否で認めた債権が記録される。届出債権者の異議があるときは未確定債権一覧に移動する。
未確定債権一覧	認否で管財人又は債権者が異議を述べた債権が記録される。債権確定により確定債権一覧に移動する。
議決権の集計	議決権の集計結果を表示（名寄せ、議決権の不統一行使にも対応）
配当表	配当率を入力することで配当額が自動計算される → 配当表はアウトプットできる。

破産手続における実務の流れ



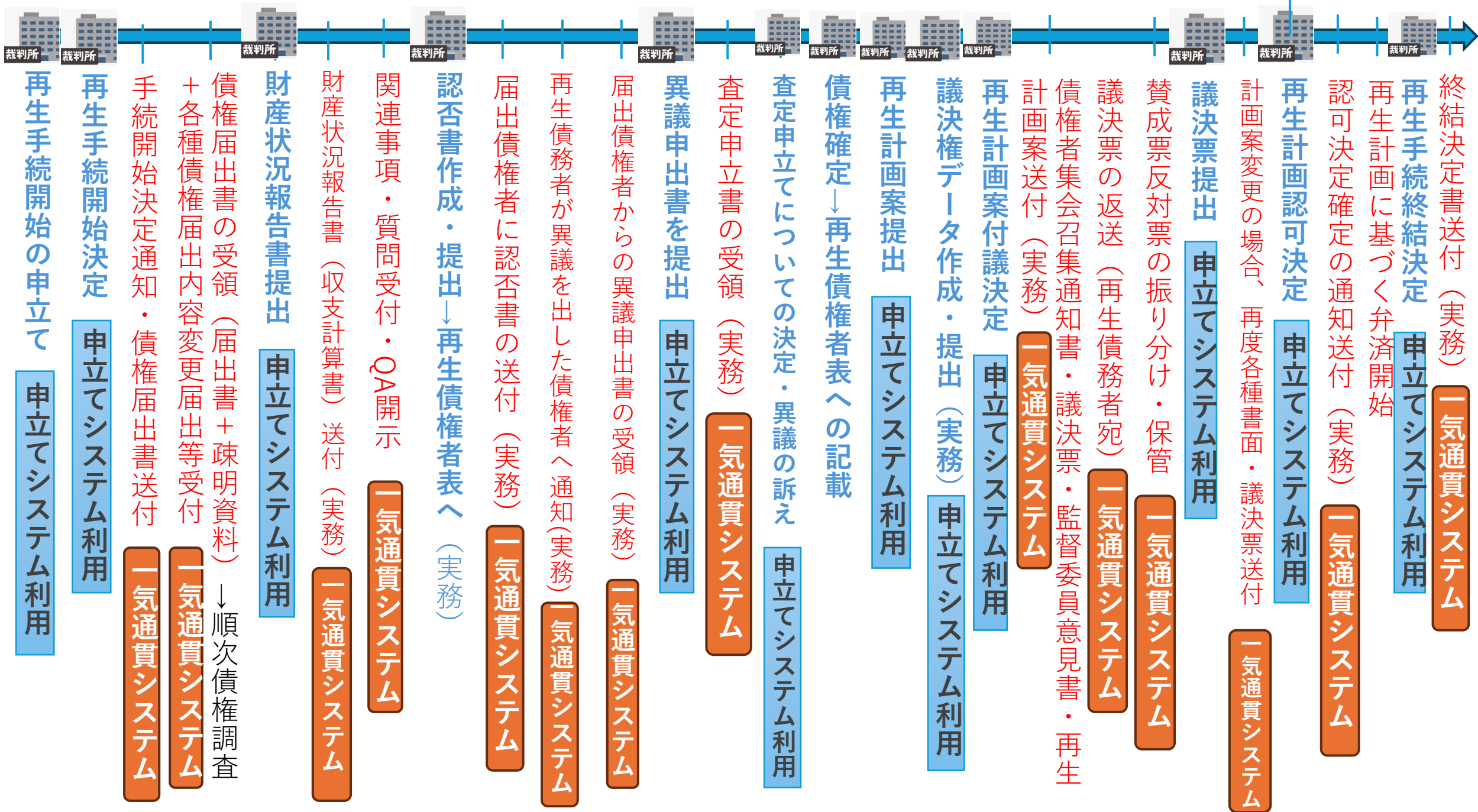
破産手続における実務の流れ（申立てシステム＋一貫通貫したシステム実現）



民事再生手続における実務の流れ



民事再生手続における実務の流れ(申立てシステム+一気通貫したシステム実現)



一気通貫システムの実現による手続コスト等の削減試算

■債権者への書面等の送付にかかる費用（債権者1000名に対して手続中7回送付作業を行った場合）

作業	単価	数量	金額	総額
封入作業 定型書面同封2枚三つ 折り作業 宛名シール貼り	30円／債権者1名	1000通	30,000円	30,000円 × 7 = 210,000円
印刷代（白黒印刷）2 枚	10円／1枚	2000枚	20,000円	20,000円 × 7 = 140,000円
宛名シール代	2円／1枚	1000枚	2000円	2000円 × 7 = 14,000円
郵便局持込代	2500円／1回	1	2500円	2500円 × 7 = 17,500円
郵券代 長3サイズ封筒で 普通郵便にて発送 (国際郵便にてアジア 圏に発送)	84円／1通 (120円／1通)	1000通	84,000円 (120,000円)	84,000円 × 7 = 588,000円 120,000円 × 7 = 840,000円
			138,500円 (174,500円)	969,500円 (1,207,500円)

一気通貫システムの実現による手続コスト等の削減試算

債権者数	1回の送付にかかる金額	7回送付した場合の総額
5000名	692,500円	4,847,500円
10000名	1,385,000円	9,695,000円
20000名	2,770,000円	19,390,000円
50000名	6,925,000円	48,475,000円
100000名	13,850,000円	96,950,000円

- 債権届出書受理後の整理・エクセル等への入力作業（届出債権者1000名の場合）
 債権届出1通に要する作業時間5分×1000通＝5000分（83時間20分）
 東京都の最低賃金（時給）1113円×約83時間＝92,379円

債権者数	人件費総額
5000名	461,895円
10000名	923,790円
20000名	1,847,580円
50000名	4,618,950円
100000名	9,237,900円

→一気通貫システムが実現すれば、これらの費用がほぼ掛からなくなり、債権者への配当原資となる。



アメリカ

- ・1996年より、手続申立てや裁判所への書面提出は、連邦裁判所の申立てシステム（CM/ECF）利用
- ・1988年より、記録の閲覧・複写は、記録閲覧システム（PACER）利用（利害関係人以外も世界中よりアクセス可）
- ・債権届出は、各州の連邦裁判所のホームページからオンライン債権届出システムが利用可。
- ・債権者200名以上（各州によって相違あり）の倒産事件は、債権届出・管理・配当・債権者への情報開示等を含む倒産手続の事務をデジタル技術によって補助するクレームエージェントを利用。



韓国

- ・2014年4月より、破産手続と回生手続（民事再生手続）で同時にデジタル化開始。
- ・法人回生事件、法人破産事件、個人回生事件については、当事者の電子訴訟同意の有無にかかわらず、電子訴訟システム（民事訴訟と同様のシステム）の利用を義務付け。
- ・オンライン債権届出はPDF化した債権届出書のアップロードによる方法。
- ・管財人は裁判所から提供されたオンライン届出された債権届出データを基に認否書作成。
- ・提出された認否書データから裁判所書記官が債権者表を作成。
- ・現在は、次世代型スマート法院（スマートフォンから容易に司法へのアクセスを）の構築が進められている。



中国

- ・2016年8月より、倒産手続用のプラットフォームの利用開始。
- ・倒産情報ウェブサイト・裁判官専用プラットフォーム・管財人専用プラットフォームから構成。
- ・オンライン提出・事件管理・オンライン債権者集会・債権者への通知・情報提供・管財人とのコミュニケーションなど、すべてプラットフォーム内で可能。
- ・オンライン債権届出・債権者からの異議申立て、再建計画案に対するオンライン投票も可。

2, 手続の特性に配慮したシステム構築の実現

■管財人の構築するシステムとの将来的な連携

- ・倒産事件においては、事件の特性により、管財人等が独自に構築するシステムが必要となる場合もある。
裁判所の構築するシステムと管財人等のシステムを連携させて利用できるようにする環境整備が必要。
- 管財人等の業務負担の軽減、債権者等当事者の容易な権利行使の実現が阻害されないよう、柔軟な対応ができるようなシステム構築を求める。

利用者にとって容易な権利行使・司法アクセスの実現

■消費者被害型の倒産事件等における当事者の容易な司法アクセス

例えば、消費者被害型の倒産事件等においては、数万人数千人の被害者が当事者となる場合がある。
権利行使に係る手続きの面倒や煩雑さから、自らの権利行使を断念することのないように、
容易に司法にアクセスでき、正当に権利行使できるような環境整備が必要。

⇒デジタル社会の発展が進む現代社会において、スマートフォンやパソコン等からインターネットを利用して容易に司法にアクセスし、権利行使できる環境が必要。

⇒これからのデジタル世代においては、紙の書面が郵送で届くよりも、いつでもどこからでも容易にインターネットを利用して権利行使できる環境の方が好ましい。

⇒上記のようなデジタル化の実現により、従来無用な郵送費や人件費等に負担していた手続き費用が削減され、その部分の債務者財産が、債権者への配当（弁済）に利用できるようになり、配当率の上昇につながる。

■手続の円滑化と正確性の担保

数多くの債権者からの債権届出について、届出内容のデータ入力や配当額の計算等を手作業で行っている現在の実務をデジタル化することにより、**人的ミス等をなくし、迅速かつ正確に作業を行うことが必要。**

債権者に対して適切な情報提供を適時に行うことにより、手続の円滑化を実現できる。

⇒一気通貫システムの実現により、債権届出・管理・配当のプロセスについて迅速性・正確性が担保される。

⇒システムに債権者への情報提供機能を設けることにより、コストをかけずに債権者に迅速な情報提供が可能となる。

利用者にとって容易な権利行使・司法アクセスの実現

■ 手続期間の短縮

利用者がインターネットを利用して容易に権利行使・司法へのアクセスが可能になることによって、手続（審理）にかかる期間の短縮にもつながる。

→例えば、現在倒産手続において債権届出を紙で行う場合、特に大型事件においては、数万数千の紙の書面を管理するために、従業員やアルバイトを雇って作業を行っている。

債権者が利用しやすい電子届出システムの実現により、この作業にかかる時間は大幅に短縮され、結果的に手続全体が迅速化し、手続期間の短縮につながる。

⇒上記のような配当率の向上や手続期間の短縮等の利点は、大型倒産事件だけに限らず、件数として大部分を占める中規模・小規模の倒産事件においても妥当する。件数の多い中規模・小規模事件において、デジタル化のメリットを積み重ねていくことが、結果として司法全体のメリットにつながっていく。